

< 報道発表資料 >

令和 8 年 8 月 2 1 日

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

令和 9 年度保育利用申込みの御案内冊子の配布及び受付の開始

令和 9 年 4 月からの保育園（所）、認定こども園の保育園部分、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び家庭的保育事業所への入園（所）申込みについて、御案内冊子の配布及び受付を開始します。

1 御案内冊子の配布開始日及び配布場所

(1) 配布開始日

令和 8 年 1 0 月 1 日（木）

(2) 配布場所

- ・ 保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び家庭的保育事業所（以下「保育施設・事業所」という。）
- ・ 各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室及び京北出張所保健福祉第一担当（以下「区役所・支所等」という。）

2 申込受付

(1) 受付場所

第一希望の保育施設・事業所

ただし、令和 9 年 4 月開園予定の保育施設・事業所を第一希望にする場合は、当該保育施設・事業所の開園予定地を所轄する区役所・支所等

(2) 受付期間（一次調整）

令和 8 年 1 0 月 1 日（木）～1 1 月 1 3 日（金）（必着）

※ 1 0 月 3 0 日（金）までは、第一希望の保育施設・事業所で受付、1 1 月 2 日（月）以降は、第一希望の保育施設・事業所が所在する地域の区役所・支所等で 1 1 月 1 3 日（金）まで受付しておりますが、申込児童数が多いことから、1 0 月 3 0 日（金）までの第一希望の保育施設・事業所への提出に御協力をお願いします。

※ 1 1 月 1 3 日（金）までに御提出いただいた申込みのうち、不足書類や不備書類の再提出、希望先の変更や追加等の届出は 1 2 月 1 1 日（金）まで受付。

※ 1 1 月 1 4 日（土）以降にお申込みいただいたものは一次調整の対象とはならず、一次調整結果通知後に実施する二次調整以降の対象となります。

(3) 申込みに必要な書類

- ア 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書と保育が必要な事由に応じた添付資料※
- イ 保育が必要な理由書

※ 添付資料の詳細については、10月1日（木）配布開始予定の冊子「令和9年度保育利用申込みの御案内」を御覧ください。

(4) 申込状況等の公表

保育施設・事業所の受入枠については、10月1日（木）に京都市情報館の
[こちらのページ](https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000227761.html)に掲載を行う予定です。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000227761.html>

また、11月27日（金）に同ページで一次調整受付終了時点での申込状況及び受入枠を公表予定です。



(5) 保育申込に当たっての留意事項

- ・ 希望する保育施設等については、事前に児童同伴で全て見学していただいたうえで、通園可能な保育施設等のみを御記入ください。
- ・ 各保育施設等によっては、保育の方針、雰囲気や時間外（延長）保育など様々な違いがあります。

3 お問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

075-222-3900

区役所・支所等

北区役所	075-432-1284	上京区役所	075-441-5119	左京区役所	075-702-1114
中京区役所	075-812-2543	東山区役所	075-561-9350	山科区役所	075-592-3247
下京区役所	075-371-7218	南区役所	075-681-3281	右京区役所	075-861-1437
京北出張所	075-852-1815	西京区役所	075-381-7665	洛西支所	075-332-9195
伏見区役所	075-611-2391	深草支所	075-642-3564	醍醐支所	075-571-6392

※ 受付時間 午前 9 時～12 時、午後 1 時～5 時（土日祝・年末年始を除く。）